

新興感染症対応力強化事業に係るQ&A

| No. | 区分 | 質問 | 回答 |
|-----|--------|--|--|
| 1 | 全体 | 事業は、いつから着手できるのでしょうか。 | 内示後に、着手できます。施設整備・設備整備ともに、内示以降に実施する事業が補助対象となります。 |
| 2 | 全体 | 令和9年度以降に整備が完了する事業計画の場合、令和8年度補助事業の対象とはならないのでしょうか。 | 令和7年度補正予算による本事業は、8年度に繰越して実施することを予定しているので、8年度中に完了させる必要があります。 令和9年度以降への繰越（事故繰越）を前提とする整備は、認められません。 |
| 3 | 施設整備共通 | 施設整備補助で、発熱外来を整備（建設・改修）することは対象でしょうか。 | 発熱外来の建設・改修は、補助対象にはなりません。 施設整備の補助対象は、病室の感染対策に係る整備、病棟等の感染対策に係る整備及び個人防護具保管施設の整備となります。 |
| 4 | 施設整備共通 | 補助対象となる経費は、純粋な工事費のみで、設計費やその他の費用（事務費等）は対象外という認識でよいでしょうか。 | 交付要綱上、補助対象となるのは「工事費又は工事請負費」のみであり、「設計その他工事に伴う事務に要する費用」は、交付の対象外費用となります。 |
| 5 | 施設整備共通 | 交付要綱で対象外費用として、「設計その他工事に伴う事務に要する費用」とありますが、中間・完了検査費用、消防申請費用、建築確認申請費用などは対象外経費となるのでしょうか。 | ご提示いただいた費用については、いずれも「設計その他工事に伴う事務に要する費用」として、対象外経費に含まれると考えます。 |
| 6 | 施設整備共通 | 老朽化による移転建替えが既に決まっている病院が、新興感染症対応に備えた陰圧個室の整備をする場合、当該補助金の対象となり得ますでしょうか。 | 補助目的を達成できない（病院を取り壊す）ことが明らかであるため、財産処分を前提とした補助はできません。 |

| | | | |
|----|---------------|--|---|
| 7 | 設備整備共通 | <p>クリニックの新規開業に伴いPCRの導入を検討しています。</p> <p>開業前の現時点で、協定締結の意向があるとして、実施計画を提出しておき、その後、開業後に正式に協定を締結すれば、補助の対象となるでしょうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・開業前の現時点で協定締結の意向がある場合、実施計画を提出しておき、その後、年度末までに正式に協定を締結すれば、補助の対象となります。（遅くとも、補助事業の実施期限である令和8年度内に協定を締結することが決まっている医療機関が補助対象となります。） ・交付申請は、クリニックの開設届が提出されているのであれば可能と考えます。 |
| 8 | 病室の感染症対策に係る整備 | 施設整備事業計画書(様式3-16)の整備事業期間の「着工」とは、工事の契約日と考えてよろしいでしょうか。 | <p>一般的に「着工」とは実際に工事（くい打ちや地盤改良工事等）が始まるることを指します。</p> <p>工事の契約日に実際に工事が始まるのであれば、ご認識のとおりです。</p> |
| 9 | 病室の感染症対策に係る整備 | 施設整備事業計画書(様式3-16)の「事業の種別」とは何を指すのでしょうか。 | <p>今回の整備がどのような種類の工事であるかを指します。</p> <p>当該事業の場合は、「改修」若しくは「改築」に当たるケースがほとんどかと思われます。</p> |
| 10 | 病室の感染症対策に係る整備 | <p>専用の陰圧装置、空調設備等付属設備とは、その病床に固定で設置されているものを指すという理解でよいでしょうか。</p> <p>その場合は、簡易陰圧機のように備え付けができるものは対象外と考えてよいでしょうか。</p> | <p>病室（病床）の工事と併せて整備を行う当該病室の感染対策のための設備を想定しています。</p> <p>工事を伴わずに設置できる簡易陰圧装置を整備する場合は、設備整備事業の活用をご検討ください。</p> |
| 11 | 病室の感染症対策に係る整備 | 個室整備について、前室（個室と廊下の間の部屋）の改築も対象となるのでしょうか。 | 前室も補助対象となります。 |
| 12 | 病室の感染症対策に係る整備 | <p>手術室に陰圧機を設置する場合も当補助金の対象になるのでしょうか。</p> <p>救急患者の受入処置室に設置する場合は対象になるのでしょうか。</p> | 令和6年度事業においては、国は手術室や処置室の陰圧化についても、新興感染症の入院患者に対する医療を行うために必要な整備であれば、補助対象になるものとの考えでした。令和8年度事業において補助の対象となるかは、個別に相談ください。 |
| 13 | 病室の感染症対策に係る整備 | 個室整備の補助については、トイレのみの整備等についても対象となりますか。 | 新興感染症患者を受け入れるために、既存の個室を改修する場合は、トイレのみの整備であっても補助対象となります。 |
| 14 | 病室の感染症対策に係る整備 | 既存の個室病室にトイレ・バスはあるが、劣化しているためリニューアルの改修をする場合、補助対象になるのでしょうか。 | 単に老朽化を理由として既に設置されているトイレ・バスを更新する場合には補助対象とはなりません。 |

| | | | |
|----|---------------|--|--|
| 15 | 病室の感染症対策に係る整備 | 結核モデル病床も、施設・設備整備の補助対象となりますか。 | 結核モデル病床も、協定による病床確保に関する整備の場合は、補助対象となります。 |
| 16 | 病棟等の感染対策に係る整備 | 多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置や病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修が挙げられていますが、この場合の対象面積は、単純にパーテーションや扉が床に接している面積のみになるのか、設置するに際し改修が必要になる面積やゾーニングする予定の面積をすべて含めるのか等、対象面積の考え方を教えてください。 | 工事面積を想定していますので、当該整備を実施するために工事を行う部分の面積が対象となります。 |
| 17 | 病棟等の感染対策に係る整備 | <p>①可動式パーテーションを設置する場合は、単なる可動式パーテーションを購入は補助対象とはならず、据え付け工事などの工事を伴う場合でないと補助の対象にならないという認識で良いでしょうか。</p> <p>②とある個室に可動式パーテーションの設置工事を行う場合、事業計画書の様式3-16「整備事業の概要」の面積には、その個室全体の面積を記載するのでしょうか。それともパーテーションの設置工事場所に係る部分のみの面積を記載するのでしょうか。</p> | <p>①可動式パーテーションの購入費のみでは、施設整備事業の対象にはなりません。建物に設置するための改修工事を伴う場合に、補助対象となります。</p> <p>②当該整備を実施するために工事を行う部分の面積（工事面積）を記載してください。</p> |
| 18 | 個人防護具保管施設の整備 | 病床確保や発熱外来又は自宅療養者への医療提供にかかる協定を締結する医療機関が対象となっていますが、その協定において、個人防護具の備蓄を実施することを定めていることも要件となりますか。 | 病床確保、発熱外来又は自宅療養者への医療の提供に係る協定に加え、協定において個人防護具の備蓄を定めていることが前提となります。 なお、個人防護具保管庫の面積は、補助整備後に協定締結可能な個人防護具の備蓄数に対応した面積であることを、計画書において確認させていただきます。 |

| | | | |
|----|----------------------|--|---|
| 19 | 個人防護具 保管施設の 整備 | 個人防護具保管施設の整備について、物置のような倉庫は対象になるのでしょうか。 | 個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。 そのため、物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど「建築物」として整備する場合は、補助対象となります。整備対象が建築物に該当するかどうかを含め、建築基準法等に関することについては、自治体の担当部署等に確認してください。 |
| 20 | 個人防護具 保管施設の 整備 | 「建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合（設備整備費に該当する場合）は、補助対象になりません。」とされていますが、備蓄倉庫を建築しその内部にキャビネット等を設置する場合は、一体的な整備として補助対象となるという解釈でよろしいでしょうか。 | 付属設備として一体的に整備する場合は、補助対象となります。 |
| 21 | 個人防護具 保管施設の 整備 | 医療機関内（=既存の建物）に改修工事を施し、棚等を設置する場合は、「建築工事ではないものの、工事は要しているため、補助対象となり得る」との理解で良いでしょうか。 | 医療機関内の建物に、棚等を設置するための工事を行い、「工事費」として計上できる場合は、施設整備費補助金の対象となり得ます。 |
| 22 | 個人防護具 保管施設の 整備 | 既存の保管庫が老朽化して雨漏り等しているため新築ではなく改修を行いたいのですが、補助の対象になるでしょうか。 | 単なる老朽化を理由とした改修工事は補助対象外となります。 |

| | | | |
|----|----------------------|--|--|
| 23 | 個人防護具 保管施設の 整備 | <p>機械室の類の一角を防護具保管庫へ改修することを検討中です。</p> <p>ついては、次の内容について、新興感染症対応力強化事業の補助対象になるかご教示ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 機械室の入り口から保管庫までの通路の段差解消のためのスロープ設置 2 機械室の入り口から保管庫までの通路の改修（通路床面がグレーチングのため、鉄板等で一般的な床面へ改修するもの） | <p>個人防護具保管施設の整備については、保管庫の設置や保管スペース確保のための建物改修を補助対象としており、保管施設までの通路は補助対象となりません。</p> |
| 24 | 個人防護具 保管施設の 整備 | <p>個人防護具保管庫の設置にあたって、設置場所の整地工事費も補助の対象となるのでしょうか。</p> | <p>整地費用は補助対象となりません。</p> |
| 25 | 個人防護具 保管施設の 整備 | <p>個人防護具保管施設の建築に当たり必要不可欠となる地盤調査費、測量費、既存不適格建物調査費等の調査費用は、工事そのものではなく手続きに係る費用と考えられることから、補助対象外と考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>調査費用は補助対象外となります。</p> |
| 26 | 個人防護具 保管施設の 整備 | <p>A部屋を個人防護具保管施設として改修するにあたり、A部屋の機能をB部屋に移す必要があるケースがございます。その場合、B部屋の工事費は対象外という認識で相違ないでしょうか。</p> | <p>B部屋は個人防護具保管施設ではないため、補助対象とはなりません。</p> |
| 27 | 個人防護具 保管施設の 整備 | <p>敷地外の賃貸物件の敷地やマンション等の賃貸物件を借り上げて個人防護具保管施設として使用するのは、補助の対象外に考えてよいでしょうか。</p> | <p>本事業に限らず、施設整備事業の一般的な取扱いとして、賃貸物件の改修費用は補助対象なりません。</p> |

| | | | |
|----|----------------------|---|--|
| 28 | 個人防護具 保管施設の 整備 | 設置場所について、薬局等で敷地が狭い場合などで、敷地内ではなく、借地や関連施設に整備することでも補助対象となるでしょうか。 | 初動対応の趣旨に鑑み、協定締結医療機関が敷地内に保管スペースを確保できない場合であって、当該医療機関の開設者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないものと考えていますが、具体的な事例がある場合に、個別にご相談ください。 |
| 29 | 個人防護具 保管施設の 整備 | <p>診療所はビルの2階だが、2階には保管施設を整備する場所が確保できない。そのため、同ビルの3階の居住スペース倉庫を整備したい。</p> <p>ビル3階の居住スペース倉庫を個人防護具保管施設を整備する場合、補助の対象になるのでしょうか。</p> | 協定締結医療機関への補助制度であり、医療機関ではない居住スペースを改修して個人防護具保管施設を整備する場合は補助対象となりません。 |
| 30 | 個人防護具 保管施設の 整備 | 訪問看護事業所の敷地が狭いことから、開設者を同じくする近隣の有料老人ホームの敷地内（もしくは建物内）に個人防護具保管施設を整備したいと考えているのですが、補助の対象になるのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療措置協定を締結する訪問看護事業所が、当該訪問看護事業所において使用する個人防護具保管施設として、当該法人が所有する土地（有料老人ホームの敷地内）に設置する場合には補助対象となり得ると考えます。 ・ただし、有料老人ホームの建物を改修して保管施設を整備する場合には、当該改修は、協定締結医療機関（訪問看護事業所）の改修工事ではありませんので、補助対象にはなりません。 ・なお、有料老人ホームについては「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）等の定めがあります。有料老人ホームの敷地内（もしくは建物内）に個人防護具保管庫の整備を行うことで、これらの定めに反することとなるいか、老健局へご照会ください。 |

| | | | |
|----|--------------|---|---|
| 31 | 個人防護具保管施設の整備 | <p>計画書の様式3-16 病室の感染対策に係る整備以外（個人防護具保管庫の整備）の記載方法を御教示ください。</p> <p>「2. 整備事業の概要」の整備面積の考え方について</p> <p>①「現在（m²）」欄には、現在、個人防護具保管場所として使用している場所がある場合、その面積を記載すると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>②「整備後（m²）」の上段には工事面積、下段には保管庫の面積（現在の保管場所の面積+整備により追加となった保管庫の面積）を記載すると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>③また、「整備後（m²）」の下段に保管庫の面積を記載する場合、保管庫外側の面積と内側の面積、どちらを記載するか決まりがあればご教示ください。</p> | <p>①既にある保管場所があればその面積を記載ください。 新設する場合は空欄で構いません。</p> <p>②上段はご認識の通りです。（工事面積=対象面積と考えます。） 下段には上段の工事面積を含めた整備後の保管場所の面積を記載ください。</p> <p>③整備した保管庫内に防護具を保管する前提かと思いますので、保管庫内側の面積を記載ください。</p> |
| 32 | 簡易陰圧装置 | <p>設備整備の「簡易陰圧装置の整備」について、1病室に2台以上の整備を行う場合も、補助の対象になるのでしょうか。</p> | <p>病室の面積等の関係から、1病室に2台以上を整備しなければ陰圧にできないなどの必要性がある場合には補助対象となり得ます。</p> <p>なお、整備後に会計検査院等の検査により、過剰な設備整備であるなどの指摘を受けた場合には補助金の返還となる可能性もありますのでご留意ください。</p> |
| 33 | 簡易陰圧装置 | <p>簡易陰圧装置を設置するにあたって生じる作業費、交通費、諸経費等も補助の対象となるのでしょうか。</p> | <p>少なくとも、設置にあたって生じる交通費は補助対象外とすべきですが、作業費、諸経費については、簡易陰圧装置を設置及び稼働させるために必要不可欠と認められる範囲であれば、補助の対象となり得ます。</p> |
| 34 | 簡易陰圧装置 | <p>簡易陰圧装置については、工事を伴うものであれば施設整備、工事を伴わないものであれば設備整備、との見解をお示しいただいています。</p> <p>簡易なダクト工事だけで設置が済む簡易陰圧装置であっても、設備整備ではなく、工事を伴う施設整備としての取扱いとなるでしょうか。</p> | <p>簡易陰圧装置のみを設置する場合に、ダクトの取り付けが必要な場合には、設備整備事業として、ダクトの取り付け費用を含めて申請してください。</p> |

| | | | |
|----|------|---|---|
| 35 | 検査機器 | <p>PCR検査機器の補助基準額は1台当たり9,350,000円となっております。</p> <p>特定の検査キットにしか対応していない機器（安価）や、複数の検査キットに対応できる精度の高い機器（高価）等、様々種類がありますが、今回補助対象となるPCR検査機器の機種、性能などの条件はあるのでしょうか。</p> | <p>本事業の目的は、協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化し、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できるよう必要な整備を行うことです。</p> <p>PCR検査装置について、その機種や性能等の条件は設けていませんが、新たな感染症への対応という観点から、特定の検査キットのみに対応する機器ではなく、複数の検査キットに対応できる（新たな感染症にも早期に対応できることが想定される）機器が望ましいと考えています。</p> |
| 36 | 検査機器 | <p>PCR検査装置にはさまざまなもののが存在しておりますが、機器本体に、「検体をセットする部分（モジュール）」をタワーのように積み上げ、医療機関の施設規模に応じて増設できるという機器が存在します。</p> <p>すでにこの機器の本体を有している医療機関に対し、この「検体をセットする部分（モジュール）」のみを補助対象として補助とすることは可能でしょうか（モジュールのみで検体検査を行うことはできず、必ず本体部分と併せて使用する必要があります）。</p> | <p>補助対象はPCR検査装置としています。</p> <p>このため、本体を購入せず、追加モジュールのみを購入する場合には、補助対象となりません。</p> |
| 37 | 検査機器 | <p>PCR検査装置の中で、「研究用途のみに使用可能で、診断目的での使用ができない」ものは、補助金の対象外となるのでしょうか。</p> | <p>医薬品医療機器等法の「医療機器」に該当するPCR検査装置が補助対象となります。</p> |

| | | | |
|----|------------------|---|---|
| 38 | 簡易ベッド | <ul style="list-style-type: none"> ・簡易ベッドとは収納できるもの（折り畳み等）に限るのでしょうか（跳ね上げ式等も対象となるのでしょうか）。 ・簡易ベッドのカバーについても対象としてよいのでしょうか。 | <p>・簡易ベッドは、通常時には折り畳むなどの方法により保管し、臨時に外来診察室に設置して使用することを想定しています。また、入院医療で使用する場合においても同様に、通常時には病院内で保管し、簡易ベッドは消毒が簡易であることから、感染患者用のベッドとしての使用や、感染症患者の搬送等で使用することを想定しています。これらの想定に沿った使用が可能かどうかで判断することとなります。</p> <p>・簡易ベッド本体の購入時にカバーがついており、かつ金額が不可分である場合には対象となり得るものと考えます。ただし、カバーのみ別売での購入は対象となりません。</p> |
| 39 | HEPAフィルター付き空気清浄機 | 補助対象のHEPAフィルター付き空気清浄機について、「陰圧対応可能なものに限る」とありますが、「陰圧対応可能」な空気清浄機とは、①「陰圧装置」が付属している空気清浄機を指しているのでしょうか。それとも②「陰圧下でも正常に作動する」空気清浄機を指すのでしょうか。 | ①「陰圧装置」が付属している空気清浄機を指しています。 |
| 40 | HEPAフィルター付き空気清浄機 | 専用の簡易テントと同時に使用することにより、簡易テント内を陰圧空間にできるHEPAフィルター付き空気清浄機については、「陰圧対応可能なもの」と捉えてよいでしょうか。 | HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの）について、専用の簡易テントと同時に使用することにより、簡易テント内を陰圧空間にできるものである場合には、「陰圧対応可能なもの」と捉えられると考えられます。 |
| 41 | HEPAフィルター付き空気清浄機 | HEPAフィルターより高性能なULPAフィルター搭載の機器は補助対象になるのでしょうか。 | HEPAフィルターと同等以上の機能を有すると認められるフィルター付き空気清浄機であれば、補助対象となります。 |
| 42 | HEPAフィルター付き空気清浄機 | 発熱外来のエリア内で感染対策として必要であれば、発熱外来の「診察室」に限らず、発熱外来の「待合室・処置室・隔離室など」に空気清浄機を設置してよいのでしょうか。 | 感染対策として必要な場合には、HEPAフィルター空気清浄機を発熱外来の待合室や処置室、隔離室に設置することは可能です。 |

※このQ&Aは、令和6年度事業実施時の国Q&Aをもとに作成しています。国より当該補助事業に係る考えが追加で示された場合、順次、加筆・修正・追加するため、隨時、確認をお願いします。